監 第 5 4 号 令和 4 年 8 月 1 9 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員勝山信同井戸川員三同岡田哲明

令和3年度四街道市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和4年7月14日付け人第30号をもって審査に付された令和3年度四街道市内部統制評価報告書について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和3年度

四街道市内部統制評価報告書審 査 意 見 書

四街道市監査委員

令和3年度四街道市内部統制評価報告書審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

第1 審査の対象

令和3年度四街道市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)

第2 実施場所

監査委員室

第3 審査の期間

令和4年7月14日から同年8月4日まで

第4 審査の着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

- 1 市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に 行われているか

第5 審査の主な実施内容

審査は、四街道市監査基準に基づき実施した。

なお、審査に付された評価報告書のほか、内部統制の整備・運用状況及び 評価に係る資料について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに、 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得 られた知見を活用し、審査を行った。

第6 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載の 相当性については次のとおりであった。

- 1 市長による内部統制の評価の内容
- (1) 評価手続

評価対象期間 令和3年度

評価基準日 令和4年3月31日

評価対象事務 財務に関する事務

評価 方法 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイ

ドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドラ

イン」という。) に準拠して実施

(2) 評価結果

評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されている。

2 評価手続に係る記載の相当性

内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか、といった点に着眼し、評価対象期間、評価基準日、評価対象事務及び評価方法について、記された内容をもとに適切に評価を実施したかを検討した。評価方法については、内部統制の不備の有無の把握、有効性の判断、重大な不備に当たるか否かの判断が適切に行われるものとなっているか確認した。

その結果、評価手続きに係る記載は相当であると認められた。

3 評価結果に係る記載の相当性

評価の過程において把握した不備が重大な不備に当たるか否かが適切に判断されているかに着眼し、内部統制が有効に整備・運用されていたかについて確認した。

その結果、評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第7 審査意見

当市において、地方自治法に基づく内部統制については導入されたばかりであるところ、今後も常に検証し、必要な見直しを行いながら、日常的かつ継続的な取組みとして発展させていく必要があると考えられる。

- 1 令和3年度において、重大な不備はなかった一方で、いくつかの不備が確認されたということから、再発防止に努められたい。
- 2 より有効で効率的な「リスク管理シート」について研究を進められたい。
- 3 各課等において日常的にリスク対応策の実施状況等の監視、評価及び是正 を行うとともに、モニタリング体制の強化を図られたい。

第8 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人ひとりが制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが重要である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また効率的かつ効果的な業務執行等を 達成するためにも、引き続き職員の意識啓発やマニュアル等の整備などによ り、内部統制を組織全体に定着させ、基本方針にある「市民に信頼される市 政の継続」に努められたい。